

教保第571号

令和5年7月7日

各市町村教育委員会教育長  
各公立幼稚園長  
各小中学校長  
各県立学校長  
各教育事務所長

} 殿

沖縄県教育委員会

教育長 半嶺 満

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症等の感染状況に応じた措置について（通知）

平素より、学校における感染症の予防と対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

県によると、沖縄県における新型コロナウイルス感染症の発生状況等について、第26週（6月26日～7月2日）の1週間に県内54医療機関から報告された患者数は2,613人で、1定点当たり48.39人（前週39.48人）と増加を続けています。

また、「学校欠席者・感染症情報収集システム」にて報告された、6月29日～7月5日の臨時休業は、インフルエンザによる学級閉鎖1件、新型コロナウイルス感染症による学年閉鎖1件、学級閉鎖20件（小学校5件、中学校6件、高等学校9件）となっており、前週に比べて増加しております。前回通知（令和5年6月20日付け教保第460号）でも記載しているとおおり、学校行事等で感染が広がっている事例があります。特に、学校行事を行う際は、十分な感染対策を徹底するようお願いいたします。

つきましては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」（文部科学省）に記載されているとおおり、各学校や地域の実情に即して、特に、次ページに示した、「感染状況に応じて機動的に講ずべき措置」に十分留意した対応をお願いいたします。

なお、「学校欠席者・感染症情報収集システム」へ入力することにより、臨時休業（学級閉鎖や学年閉鎖等）の報告となります。毎日のシステムへの入力をお願いいたします。

各市町村教育委員会においては貴所管の公立幼稚園及び小中学校へ、県立学校においては関係者へ周知をお願いします。

各教育事務所においては、本件について御承知おきください。

## 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

### 【出席停止の取扱い】

児童生徒等の感染が判明した場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を講じるほか、季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることができます。

(中略)

なお、感染者であった教職員や児童生徒等が学校に出勤、登校するに当たり、学校に陰性証明等を提出する必要はなく、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることのないようにしてください。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」（文部科学省）

### 【やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導】

感染や感染疑い等により、やむを得ず登校できない児童生徒に対しては、オンライン等による学習支援を行うこと。

### 【問い合わせ先】

#### 感染症対策全般に関すること

教育庁保健体育課 電話 098-866-2726 F A X 098-862-0472

#### 県立学校のICT活用に関すること

教育庁県立学校教育課 電話 098-866-2715 F A X 098-866-2718

#### 義務教育のICT活用に関すること

教育庁義務教育課 電話 098-866-2741 F A X 098-866-2750